

岩礁破碎等の許可取扱方針

(趣旨)

第1 熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）第50条に規定する（共同漁業権漁場内における）岩礁破碎等の許可（以下「許可」という。）については、水産資源及び沿岸漁業に及ぼす影響を勘案し、この方針（以下「方針」という。）により取扱うものとする。

(許可の対象者)

第2 許可の対象者は、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及びこの方針の内容を遵守する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に基づく登録を受けた者
- (2) 漁場改良及び公共事業等の施工業者
- (3) その他知事が必要と認めた者

なお、漁港区域及び港湾区域内で管理者が行う事業の施行については、許可は不要とする。

(許可の取扱基準)

第3 許可は、次の各号の全てに該当しなければ、これを行うことはできない。

- (1) 規則で定める関係漁業権者の同意が得られ、かつ、水産動植物の保護培養上、支障が認められないこと。
- (2) 県の「有明海・八代海における海砂利採取に関する方針」（平成25年4月策定）に適合していること。

(許可の期間)

第4 許可の期間は、1年以内とする。

(許可の条件)

第5 許可に当たっては、条件を付すものとする。

- (1) 日没から日の出時までは、破碎（採取）作業をしてはならない。
- (2) 破碎（採取）の区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 作業責任者は、破碎（採取）作業に従事するときは、指令書を携帯しなければならない。
- (4) 破碎（採取）作業は、地元漁業協同組合及び隣接漁業協同組合と協調して行わなければならない。

(許可の取消等)

第6 水産資源の保護培養、その他の漁業調整のために必要があると認めた場合は、許可の内容を変更し、条件を付け、取り消し、又は作業を停止させることができる。

(申請書類等)

第7 許可申請に必要な書類等は次の各号のとおりとする。

- (1) 岩礁破碎等許可申請書 (別記様式)
- (2) 破碎 (採取) 計画書 (破碎 (採取) 期間、破碎 (採取) 場所等)
- (3) 破碎 (採取) 位置図、破碎 (採取) 区域図
- (4) 漁業権者の同意書及びその添付書類 (第8に定めるとおり)
- (5) 漁業権管理協議会の同意書及びその添付書類 (第8に定めるとおり)
- (6) 作業船及び運搬船名簿
- (7) その他必要と認める書類

(漁業権者の同意に係る手続き及び添付書類)

第8 漁業権者は、許可の同意に当たり、共同漁業権の行使に与える影響の程度を踏まえ、理事会又は総会において議決を行うものとし、許可の申請者は、次の区分による同意関係書類を申請書に添付するものとする。

(1) 単有の共同漁業権漁場の場合

漁業権者である漁業協同組合の同意書及び当該漁業協同組合の総会又は理事会議事録 (別記事項について審議した結果を記載したもの。以下同じ。)

(2) 共有の共同漁業権漁場の場合

ア 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されている場合

- ・ 当該漁業権管理協議会の同意書及び議事録
- ・ 採取 (破碎) 区域の行使権を有する漁業権者である漁業協同組合の同意書及び当該漁業協同組合の総会又は理事会議事録

イ 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されていない場合

- ・ 当該漁業権管理協議会の同意書及び議事録
- ・ 全ての共有漁業権者の同意書及び各漁業協同組合の総会又は理事会の議事録

別記事項

- 1 破碎 (採取) に同意する理由
- 2 破碎 (採取) 量
- 3 漁業上又は水産動植物の保護培養上の支障の有無
- 4 破碎 (採取) 業者又は事業主体
- 5 破碎 (採取) 期間
- 6 破碎 (採取) 場所

附 則

この方針は、平成3年3月16日から適用する。

附 則

この方針は、平成6年3月22日から適用する。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和3年3月10日から適用する。

別記様式

岩礁破碎等許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名(法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名)

下記により岩礁破碎（土砂採取、砂れき採取、岩石採取）の許可を受けたいので、申請します。

記

1 目 的

2 漁業権の免許番号

3 区 域

4 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 補償の措置

6 その他参考となるべき事項